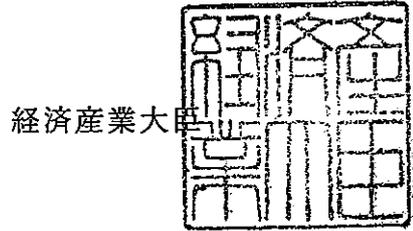


経済産業省

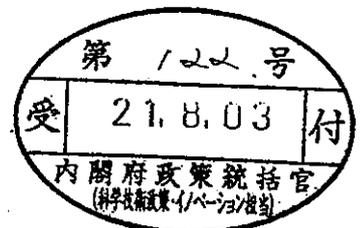
平成20・12・24原第3号
平成21年8月3日

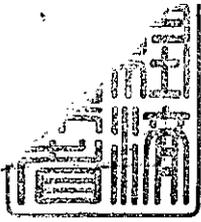
原子力委員会委員長 殿



日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置変更（原子炉施設の変更）について（諮問）

日本原子力発電株式会社 取締役社長 市田 行則から平成20年12月24日付け総室発第104号（平成21年7月24日付け総室発第58号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので、法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。





(別紙)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本件申請に係る変更内容は、固体廃棄物作業建屋を設置し、以下を行うものである。

固体廃棄物を詰めたドラム缶を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための作業エリアとして「廃棄体搬出作業エリア」を設け、当該ドラム缶を検査及び搬出までの間、貯蔵保管する。

不燃性雑固体廃棄物及び給水加熱器保管庫に貯蔵保管した第6給水加熱器等の仕分け、切断を行う作業エリアとして「仕分け・切断作業エリア」を設ける。仕分け、切断した第6給水加熱器等は、不燃性雑固体廃棄物として処理する。

上記エリアの他に、固体廃棄物作業建屋に資機材を保管する「機器・予備品エリア」等を設ける。

固体廃棄物作業建屋は、東海発電所と共用する。

なお、上記変更に伴い、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち、固体廃棄物の廃棄設備の記載を最新の記載に合わせる。

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請については、

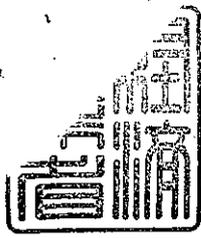
- ・ 原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・ 発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではないこと
- ・ 海外において再処理を行う場合、再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰り、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針を変更するものではないこと

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請については、

- ・ 原子力発電を「基幹電源に位置付けて、着実に推進していくべき」とする原子力政策大綱の方針に沿ったものであること
- ・ 発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において再処理を



行うこととし、再処理されるまでの間は、適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではなく、原子力政策大綱における我が国の核燃料サイクルに対する基本的考え方に沿ったものであること

- ・ 本原子炉の運転に伴い必要な核燃料物質については、長期購入契約等により計画的に確保する方針であること
- ・ 発生する放射性廃棄物については、原子力政策大綱における我が国の放射性廃棄物の処理・処分に対する基本的考え方に沿って適切に処理・処分するという方針を変更するものではないこと

から、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更に伴う工事に要する資金は、約55億円であり、自己資金及び借入金により調達する計画としている。

日本原子力発電株式会社における総工事資金の調達実績から、資金調達は可能と判断した。

このことから、本件申請に係る原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。